



平成 30 年 5 月 23 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス  
代表取締役社長 西島 修  
(コード 1711 東証 2 部)  
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭  
(03-6821-0004)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 23 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 33 回定時株主総会での承認を前提として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行及び定款の一部変更を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」において別途開示しております。

#### 記

##### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

###### (1) 移行の目的

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を充実させ企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

###### (2) 移行の時期

平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 33 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、同株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

##### 2. 定款の一部変更について

###### (1) 定款変更の目的

①監査等委員会設置会社に移行するため、会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行うものであります。

②迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。

③上記に伴う条数の変更とともに、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。



(2) 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日（予定） 平成 30 年 6 月 27 日

定款一部変更の効力発生日（予定） 平成 30 年 6 月 27 日

以 上

(別紙) 定款変更内容

平成30年5月23日  
株式会社省電舎ホールディングス

(変更箇所には下線を付しております)

現行定款	変更案
第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. 監査役会 <u>4. 会計監査人</u>  第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の <u>取締役</u> は、8名以内とする。  (新設)  (取締役の選任の方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。  (新設)  <u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらない。  (新設)	第1章 総則 (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u>  第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) 第17条 当社の <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u> (以下「 <u>監査等委員でない取締役</u> 」という。)は、8名以内とする。  <u>2</u> 当社の <u>監査等委員である取締役</u> は、 <u>5名以内とする。</u>  (取締役の選任の方法) 第18条 (現行どおり)  <u>2</u> 前項の規定による取締役の選任は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならない。</u>  <u>3</u> (現行どおり)  <u>4</u> (現行どおり)  <u>5</u> 当社は、法令に定める <u>監査等委員である取締役の員数をかくことになる場合に</u>

<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数</p>	<p><u>備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として、又は増員により選任された監査等委員である取締役の任期は、他の在任監査等委員である取締役の任期の残存期間と同一とする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>
--	---

<p>をもってこれを行う。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、取締役から社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 当社は、取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって、<u>監査等委員でない取締役から</u>社長1名を選定し、必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬と区別して定めなければならない。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>
---	---

423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(新設)

#### 第5章 監査役及び監査役会

##### (監査役の員数)

第28条 当社の監査役は、5名以内とする。

##### (監査役の選任の方法)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

##### (監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株

##### (重要な業務執行の決定の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

#### 第5章 監査等委員会

(削除)

(削除)

(削除)

<p><u>主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p><u>第32条 監査役会招集の通知は各監査役に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査役の過半数をもってする。</u></p> <p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第34条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第29条 監査等委員会招集の通知は各監査等委員に対し会日より3日前に発する。但し緊急の場合はこれを短縮することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の決議は法令に別段の定めある場合を除くほか、監査等委員の過半数をもってする。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議に</u></p>
---	---

<p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p><u>よって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびに、その他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>
--	--